



京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
 発行所 京都府
 政策法務課
 電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
 印刷所 中西印刷株式会社
 電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援 事業者の指定 (障害者支援課)	63
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援 事業者の廃止 (〃)	64
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービス事業者の指定 (〃)	〃
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービス事業者の廃止 (〃)	65
○特定水産資源（くろまぐろ（大型魚）） に関する令和7管理年度における知事管 理漁獲可能量の変更 (水産課)	66
○保安林の指定予定 (丹後広域振興局)	67
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (山城広域振興局)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○道路の区域変更 (中丹西土木事務所、丹後土木事務所)	68
○道路の供用開始 (中丹西土木事務所)	〃
公 告	
○道路の位置の指定の取消し (〃)	〃
府 議 会	
○令和6年度京都府議会個人情報保護条例の施行状 況	69

告 示

京都府告示第57号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年2月17日

京都府知事 西脇 隆俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定期間
アイニコグループ株式会社	放課後等デイサービス	かえでF C	木津川市木津南垣外40の11 2F	令和7.8.1
株式会社みらい堂	児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービス みらいサポート	八幡市男山八望3の1 男山団地B 52棟	7.8.5
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
株式会社h a c h i	〃	えん	木津川市相楽川ノ尻27の42	7.8.14
〃	保育所等訪問支援	〃	〃	〃

京都府公報

令和8年2月17日 火曜日

株式会社まなぶん	児童発達支援	まなぶん	宇治市木幡正中56の16	7.10.1
"	放課後等デイサービス	"	"	"
株式会社クラ・ゼミ	保育所等訪問支援	コペルプラスジュニア松井山手教室	京田辺市山手南一丁目3の4 大東 松井山手ビル102号室	"



京都府告示第58号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり、指定障害児通所支援事業者から廃止の届出があった。

令和8年2月17日

京都府知事 西脇 隆俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人 green grass	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスみどりkids俱楽部	乙訓郡大山崎町円明寺長慶4の1	令 7.9.25
社会福祉法人宇治福祉園	"	放課後等デイサービスみんなのきとわ	宇治市菟道荒槻37	7.10.1



京都府告示第59号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年2月17日

京都府知事 西脇 隆俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社LITALICOパートナーズ	就労定着支援	LITALICOワークス宇治	宇治市宇治壱番134の1 宇治荒川ビル2F	令 7.7.1
社会福祉法人花ノ木	短期入所	グループホームこのはな	龜岡市大井町小金岐北浦53の1	"
"	共同生活援助	"	"	"
ケアハートガーデン株式会社	居宅介護	長岡京ケアハートガーデン訪問介護事業所「西山の郷」	長岡京市奥海印寺多賀垣外17の1	"
一般社団法人鴻	短期入所	グループホーム寿樹短期入所	" 神足2丁目12の12	"
ソーシャルインクルース株式会社	"	短期入所京田辺興戸	京田辺市興戸御垣内32の1	"
"	共同生活援助	ソーシャルインクルースホーム京田辺興戸	"	"
一般社団法人空愛グループ	"	グループホームふわり	舞鶴市竹屋130の5	"

京都府公報

令和8年2月17日 火曜日

株式会社ワンチーム	就労移行支援	多機能事業所ONE（ワン）	城陽市枇杷庄鹿背田72 トライアングルプラザ	7. 8. 1
〃	就労継続支援（B型）	〃	〃	〃
株式会社ことほぎ	共同生活援助	フィールアットホーム	宇治市小倉町南浦21の94	7. 8. 25
In or Into Holdings株式会社	居宅介護	訪問介護事業所京都苑	〃 伊勢田町中山15の18 ソーム中山205号室	7. 9. 1
〃	行動援護	〃	〃	〃
〃	同行援護	〃	〃	〃
合同会社和楽	居宅介護	ヘルパーステーションゆーふらす	綾喜郡宇治田原町岩山富ノ門8の2	〃
株式会社笑う門には	〃	訪問介護笑う門には城陽	城陽市寺田今堀62の3	〃
株式会社クローバー	〃	訪問介護まごのて城南	宇治市神明宮西37の24	7. 10. 1
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
〃	同行援護	〃	〃	〃
株式会社シニアトータルサポート	居宅介護	訪問介護S E E D	相楽郡精華町菱田川原道33の6	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
〃	同行援護	〃	〃	〃
株式会社D B Z	居宅介護	ハイビス訪問介護	八幡市西山和気13の11 ハイムララ101号	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	同行援護	〃	〃	〃
合同会社いきものがたり	就労継続支援（B型）	LandMark八幡	八幡市八幡植松23	〃
株式会社孔仁舎	共同生活援助	グループホーム伽羅色	亀岡市宮前町猪倉半松木7	〃



京都府告示第60号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり、指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

京都府公報

令和8年2月17日 火曜日

令和8年2月17日

京都府知事 西脇 隆俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
公益社団法人京都府視覚障害者協会	同行援護	京視協南部ガイドセンター	城陽市寺田林ノ口11の64	令 7. 7. 1
総合ケア株式会社	居宅介護	そうごうケアステーション南京都	八幡市八幡源氏垣外35の7 レイワ 一アールズ101	7. 7. 31
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
社会福祉法人京都梅花園	共同生活援助	ユニティ芦原	城陽市市辺上芦原41の9	7. 8. 15
一般社団法人 Andante	居宅介護	サポートステーションピース	宇治市五ヶ庄北ノ庄30の3	7. 8. 31
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
株式会社高天の森	居宅介護	支援センターうらしま	京丹後市網野町下岡796	7. 9. 20
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
〃	同行援護	〃	〃	〃
〃	短期入所	ショートステイメロス	京丹後市網野町下岡609の2	〃
〃	共同生活援助	グループホームメロス	〃	〃
合同会社En	就労継続支援（B型）	EnWork八幡	八幡市八幡植松23	7. 10. 1
株式会社みらいかない	居宅介護	みらいかないサポート	長岡京市神足2丁目9の8 2-C	7. 10. 31
〃	同行援護	〃	〃	〃
合同会社ル・ホーム	共同生活援助	ル・ホーム宇治小倉	宇治市小倉町堀池7の54	〃



京都府告示第61号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和8年1月27日に変更した。

令和8年2月17日

京都府知事 西脇 隆俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）	京都府定置漁業	44.6 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	3.5 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	4.2 t
	留保	1.3 t



京都府告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年2月17日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
与謝郡与謝野町字弓木定山43、44
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその関係書類を閲覧することができる。)



京都府告示第63号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年2月17日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木津川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
木津川市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、木津川市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。)



京都府告示第64号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である宮内庁書陵部陵墓課長から通知があった。

京都府公報

令和8年2月17日 火曜日

令和8年2月17日

京都府知事 西脇 隆俊

1 測量の地域

京都市北区平野八丁柳町及び等持院東町並びに上京
区行衛町

2 測量の期間

令和8年2月4日から令和8年3月25日まで

3 測量の種類

公共測量（基準点測量）

宮津市字漁師1698の1 から	後	最小 4.0	45.5	
宮津市字漁師1690の10 (右) 地先まで		最大 22.6		
宮津市字漁師1769から		最小 4.0	5.2	
宮津市字漁師1768まで		最大 4.0		

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府
建設交通部道路管理課

京都府告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定
により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和
8年2月17日から令和8年3月3日まで縦覧に供する。

令和8年2月17日

京都府知事 西脇 隆俊

1(1) 道路の種類 府道

(2) 路線名 舞鶴福知山線

(3) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市大江町二箇小字岡坂 1087の2から	前	最小 8.9 最大 17.5	548.9
	後	最小 9.6 最大 22.8	
福知山市大江町二箇小字石橋 1234の4を経て	前		
	後		
福知山市大江町二箇小字矢ノ 谷1207の1まで			

(4) 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都
府建設交通部道路管理課

2(1) 道路の種類 府道

(2) 路線名 田井大垣自転車道線

(3) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮津市字漁師1698の1 から	前	m 最小 2.0 最大 3.0	m 167.4	旧道の区域 の廃止 廃道
				延長 131.4m
宮津市字漁師1768まで	前			幅員 最小 2.0m 最大 3.0m
宮津市字漁師1698の1 から	前			
宮津市字漁師1690の10 (右) 地先まで				
宮津市字漁師1769から				
宮津市字漁師1768まで				

京都府告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定
により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和
8年2月17日から令和8年3月3日まで縦覧に供する。

令和8年2月17日

京都府知事 西脇 隆俊

1 道路の種類 府道

2 路線名 舞鶴福知山線

3 供用開始の区間及び期日

区間	期日
福知山市大江町二箇小字岡坂1087の2から	
福知山市大江町二箇小字石橋1234の4を経て	令和8年2月17日
福知山市大江町二箇小字矢ノ谷1207の1まで	

(4) 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都
府建設交通部道路管理課

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の取消しを次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和8年2月17日

京都府知事 西脇 隆俊

指定取消番号	指定取消年月日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
8中西土建第60号	令 8. 2. 5	京都府中丹西土木事務所	福知山市字天田小字沢94、100、101、182、183	m 98.2	m 最小 4.0 最大 5.0
8中西土建第61号	〃	〃	〃 小字崎山350の6	17.9	最小 4.0 最大 4.0

府 議 会

京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号）第50条の規定により、令和6年度における同条例の施行の状況を次のとおり公表する。

令和8年2月17日

京都府議会議長 荒 卷 隆 三

1 保有個人情報開示請求の件数及び処理の件数（令和6年度中に請求があり、同年度中に決定をしたもの）

該当なし

2 不服申立ての状況等

(1) 京都府議会個人情報保護条例に基づく決定に対する不服申立ての件数

該当なし

(2) 令和6年度における処理の状況

該当なし

3 簡易開示の状況

該当なし